

## (仮称) 奈良県景観条例 (骨子案)

## ■章構成

第1章	総則
第2章	景観計画の策定等
第3章	行為の制限
第4章	公共事業の景観形成
第5章	良好な景観の形成に関する施策
第6章	奈良県景観審議会
第7章	雑則

## ■第1章 総則

## (目的)

- ・ 良好な景観形成についての基本理念を定め、景観法に基づく施策と地域の個性・特色を活かした施策を総合的に推進することによって、美しく風格のある県土の形成、潤いのある豊かなくらしの創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ります。

## (基本理念)

- ・ 良好な景観は、県民共通の資産として、受け継ぎ、育て、創造して、将来に継承されることとなるよう、その整備・保全が図られなければなりません。
- ・ 良好な景観は、地域の自然・歴史・文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることから、これらの調和に配慮しながら、その整備及び保全が図られなければなりません。
- ・ 良好な景観は、観光その他の地域間の交流や産業の振興等に大きな役割を果たすものであることから、地域の魅力向上と活性化に役立つよう、その整備・保全が図られなければなりません。
- ・ 良好な景観は、県、市町村、県民及び事業者の適切な役割分担と協働の下での積極的な取組により、その整備・保全が図られなければなりません。

## (県の責務)

- ・ 県は、基本理念にのっとり、良好な景観形成に関する総合的で先導的な施策を策定し、これを実施します。
- ・ 県は、地域特性に応じた良好な景観形成に配慮して公共事業を実施します。
- ・ 県は、良好な景観形成に関する市町村の施策や県民、事業者の主体的で積極的な取組が促進されるよう必要な支援を行います。

## (県民の責務)

- ・ 県民は、基本理念にのっとり、良好な景観形成に関する理解を深め、良好な景観形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、県が実施する施策に協力していただきます。

## (事業者の責務)

- ・ 事業者は、基本理念にのっとり、土地利用等の事業活動に関し、良好な景観形成に自ら努めるとともに、地域社会の一員として、県が実施する施策に協力していただきます。

## ■第2章 景観計画の策定等

## (景観計画)

- ・ 知事は、景観計画の区域内において、特に重点的に奈良における良好な景観形成の推進に取り組む必要がある区域を「重点景観形成区域」として定めることができます。
- ・ 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項は、「重点景観形成区域」ごとに定めることができます。

### (策定の手続)

- ・ 知事は、景観計画を定めようとするときは、奈良県景観審議会の意見を聴かなければなりません。軽微な変更<sup>\*</sup>を除き、景観計画を変更するときも同様とします。(※規則で定めます。)

### (計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の手続)

- ・ 知事は、住民等から景観計画の策定(変更)に関する提案があった場合、その提案を踏まえて、景観計画の策定(変更)をする必要がないと決定した旨の通知をしようとするときは、あらかじめ、その提案に関する景観計画素案の対象区域内の市町村長の意見を聴くとともに、奈良県景観審議会の意見を聴くものとします。

## ■第3章 行為の制限

### (届出があった場合の市町村長の意見)

- ・ 知事は、景観法に基づく届出があった場合は、その届出に関する行為が行われる区域の市町村長の意見を聞くものとします。また、この場合、市町村長は、その届出に関する行為について、良好な景観形成の推進の見地から知事に意見を述べるすることができます。

### (届出事項等)

- ・ 景観法に基づく届出対象となる行為をしようとする者は、規則<sup>\*</sup>で定めるところにより知事に届け出るものとします。(※規則において届出書様式、添付書類等を定めます。)
- ・ 条例により景観法に基づく届出対象として追加する行為は、次のとおりとします。
  - ① 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
  - ② 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
- ・ 条例により景観法に基づく届出を要しないこととする行為は、次のとおりとします。
  - ① 仮設の建築物の新築、増築、改築、移転、外観変更を伴う修繕・模様替・色彩変更
  - ② 農林業を営むために行う土地の形質の変更
  - ③ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で以下のもの
    - イ 農林業を営むために行うもの
    - ロ 堆積期間が30日間を超えて継続しないもの
  - ④ 他法令の規定に基づく許認可等に係る行為のうち、良好な景観形成のための措置が講じられるもの<sup>\*</sup>(※自然公園法、風致地区条例の許可を要する行為等について関係部局と協議・調整のうえ規則で定めます。)
  - ⑤ 景観法に基づく届出を要する行為のうち、一定規模<sup>\*</sup>以下もの(※規則で定めます。また、重点景観形成区域ごとに別に定めることができます。)
  - ⑥ 一定の工作物<sup>\*</sup>に係る行為(※規則で定めます。)

### (届出対象行為に係る事前の助言)

- ・ 景観法に基づく届出をしようとする者は、あらかじめ、その内容について、知事に必要な助言を求めることができます。
- ・ 知事は、助言を求められたときは、必要に応じて奈良県景観審議会の意見を求めることができるものとします。

### (勧告の手続等)

- ・ 知事は、勧告をしようとするときは、あらかじめ、奈良県景観審議会の意見を聴くものとします。
- ・ 知事は、勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができるものとします。知事は、公表を行う場合には、あらかじめ勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えるとともに、奈良県景観審議会の意見を聴くものとします。

### (特定届出対象行為)

- ・ 変更命令等の対象となる「特定届出対象行為」は、次のとおりとします。
  - ① 建築物の新築、増築、改築、移転、外観変更を伴う修繕・模様替・色彩変更
  - ② 工作物の新設、増築、改築、移転、外観変更を伴う修繕・模様替・色彩変更

#### (変更命令等の手続)

- ・ 知事は、変更命令及び原状回復等の措置命令をしようとするときは、あらかじめ、奈良県景観審議会の意見を聴くものとします。

#### (行為の着手制限の期間の短縮)

- ・ 知事は、景観計画に基づく届出について、良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて、その行為の着手制限期間（原則、届出を受理した日から30日間）を短縮するときは、その旨を届出者に通知します。

#### (行為の完了の届出)

- ・ 景観法に基づく届出（変更の届出を含む）をした者は、届出に関する行為が完了したときは、知事に届け出るものとします。

#### (景観形成基準に係る配慮義務等)

- ・ 景観計画の区域内において、以下の行為をする者は、景観計画に定める景観形成基準に配慮し、必要な措置を講ずるよう努めていただきます。
  - ① 建築物の新築、増築、改築、移転、外観変更を伴う修繕・模様替・色彩変更
  - ② 工作物の新設、増築、改築、移転、外観変更を伴う修繕・模様替・色彩変更
  - ③ 開発行為
  - ④ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
  - ⑤ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

#### (既存の建築物等に対する措置の求め)

- ・ 知事は、景観計画区域において景観形成を図る上で著しく支障がある建築物・工作物を所有又は管理する者に対して、景観形成基準に準じて必要な措置をとるよう求めることができるものとします。

### ■第4章 公共事業の景観形成

#### (公共事業等景観形成指針)

- ・ 知事は、公共事業を実施するに当たっての良好な景観形成のための「公共事業等景観形成指針」を定めます。
- ・ 知事は、「公共事業等景観形成指針」を定める（変更する）に当たっては、あらかじめ、奈良県景観審議会の意見を聴くものとします。
- ・ 知事は、「公共事業等景観形成指針」を定めた（変更した）ときは、これを公表します。
- ・ 県は、公共事業の実施に当たっては、「公共事業等景観形成指針」を遵守します。

### ■第5章 良好な景観の形成に関する施策

#### (景観住民協定)

- ・ 知事は、県民又は土地所有者等が良好な景観の形成に関して締結した協定であって、その内容が地域の景観形成の推進に資すると認められるものを景観住民協定として認定します。
- ・ 知事は、景観住民協定を認定したときは、その概要を公表します。

#### (奈良県景観資産の登録)

- ・ 知事は、景観的な価値を有する建造物、樹木等や優れた景観を眺望できる地点等であって、良好な景観形成の推進に資すると認められるものを奈良県景観資産として登録することができるものとします。
- ・ 知事は、奈良県景観資産の登録をしたときは、その概要を公表します。

### (景観への理解を深めるための施策等)

- ・ 県は、県民、事業者が良好な景観形成に関する理解を深め、良好な景観形成に関する取組を積極的に進めることができるよう、知識の普及、学習の支援、顕彰等の施策を実施します。
- ・ 県は、市町村、県民、事業者が連携・協働して良好な景観形成を推進することができるよう、相互交流の機会等の施策を実施します。

## ■第6章 奈良県景観審議会

### (奈良県景観審議会)

- ・ 条例に定められた事項や良好な景観形成に関する重要事項について調査審議するため、知事の附属機関として、奈良県景観審議会（以下「審議会」という。）を置きます。
- ・ 審議会は、知事が任命する15名以内で組織するものとします。
- ・ 委員の任期は2年とし、委員は再任されることができるものとします。
- ・ 審議会は、部会を置くことができるものとします。
- ・ 審議会は、事前助言、勧告、公表、変更命令等の手続において、部会の議決をもって審議会の議決とすることができるものとします。
- ・ 審議会及び部会は、調査審議するため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見や資料提出を求めることができるものとします。
- ・ 審議会の組織、運営等の必要事項は、規則で定めます。

## ■第7章 雑則

### (景観行政団体である市町村との関係)

- ・ 県は条例に基づく施策の実施に当たっては、景観行政団体である市町村が行う施策等を尊重し、その施策との整合に留意します。
- ・ 景観住民協定、奈良県景観資産の登録に関する規定は、景観行政団体である市町村の区域については、その市町村長からの申出により適用<sup>\*</sup>します。（※規則で定めます。）

### (委任)

- ・ 条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めます。

## ■附 則

### (施行期日)

- ・ 行為の制限に関する規定については、一定の 周知期間を設けて施行します。

# 一奈良県景観計画に基づく届出の流れ一

